

インボイス制度開始に伴う対応について

10月1日から開始される適格請求書等保存方式に伴い、阿南信用金庫は適格請求書発行事業者の登録を行いましたので、ご案内いたします。
また、阿南信用金庫が提供するサービスについて、以下の通り適格請求書を発行いたします。

1. 適格請求書発行事業者登録番号

登録番号 T3480005004292
名称 阿南信用金庫
本店または主たる事務所 徳島県阿南市富岡町トノ町28番地14

2. インボイス発行について

<営業店窓口等でお支払いいただく手数料について>

営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「手数料請求書兼領収書」を発行いたします。

「振込依頼書」に対しましても、インボイスの要件を満たしたものに改訂いたします。

<口座振替等でお支払いいただく手数料について>

口座振替でお支払いいただいた手数料は、店頭にて発行する「インボイス管理票」にてご確認いただけます。

定例発行文書（残高証明書等）の手数料は、発行日基準でインボイスが発生しますので、口座より出金される日とは異なります。

「インボイス管理票」が必要なお客様は、お取引のある営業店までお問い合わせください。

<ATMでのお取引について>

ATMでのお取引で発生する手数料は原則として3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に該当し、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

したがって、ATMで出力される「ご利用明細」等については、インボイス制度に対応する様式改定は実施いたしませんので、ご了承ください。

ご不明な点がございましたら、「インボイス制度特設サイト（国税庁）」または、お取引のある営業店までお問い合わせください。

[インボイス制度特設サイト（国税庁）](#)